

令和2年度学校いじめ防止基本方針

福島市立青木小学校

【ねらいと基本方針】

1 ねらい

学校・家庭・地域・関係諸機関との緊密な連携を図りながら、一丸となっていじめ防止に取り組み、児童一人一人の生命・身体を守るために、具体的な対応策について示す。

2 いじめの定義

いじめとは、

「当該児童が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは人間として決して許されないことである。
- (2) いじめは、どの子にも起こりうることである。
- (3) いじめ防止に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していくこと

(1) いじめは人間として決して許されないことである。

- 教員は「いじめは絶対に許されない」行為であり、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることもいじめる行為と同様であるという強い認識をもつ。
- 児童に対して、いじめられている人を助けることは、いじめる人を救うことにつながるという認識をもたせることも大切である。

(2) いじめは、どの子にも起こりうることである。

- いじめは、どの子にも起こりうるという危機意識をもって、教育相談活動と全教育活動を通して積極的な生徒指導を行うようにする。
- 児童のわずかなサインをキャッチできるよう、研修の機会を設定するとともに、日頃から教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。

(3) いじめ防止に向けて、学校とともに・保護者・地域と連携しながら、早期に発見・迅速に対応していく。

- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に対応する。
- 個人情報の取扱に留意しながら、正確な情報提供を行うとともに、保護者や地域住民、関係機関と連携して早期に発見し、迅速に対応していくことができるようにする。事実を隠蔽するような対応は許されない。

4 指導方針

- (1) 心の居場所としての学級経営の充実
- (2) いじめに対する迅速かつ毅然とした対応
- (3) 安全・安心を支える相談体制の充実

(1) 心の居場所としての学級経営の充実

- 教員と児童、児童同士の信頼関係の構築に努める。
(児童が安心して学べる環境づくり…居場所づくり)
- 児童一人ひとりの個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行う。
(授業や学校行事等においてすべての児童が活躍できる場の設定、自己有用感、集団への帰属意識の育成…絆づくり)

(2) いじめに対する迅速かつ毅然とした対応

- 当事者や保護者、友人等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめの児童に対しては、毅然とした指導を行う。

(3) 安全・安心を支える相談体制の充実

- 日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにし、いじめの早期発見に努める。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもハートサポート相談員等の活用により、相談機能を充実する。

【いじめ防止・早期発見について】

日常観察、調査活動、教育相談などを組み合わせて、いじめ防止・早期発見に努めるようにする。

1 日常的観察

個人レベル、学級レベル、学校レベルで児童のちょっとした変化を見逃さないために、以下の点に留意して日常的な観察を行う。

(1) 個人レベル

- ・服装の乱れや汚れていることが多くないか。打撲や傷はないか。
- ・顔色が悪かったり、元気がなかったりすることが多くないか。
- ・体の不調を訴え、保健室によく行かないか。
- ・一人で行動することが多くないか。

(2) 学級レベル・学校レベル

- ・机を離されたり、プリントを置くのをいやがられたりしていないか。
- ・～菌などの悪口、冷やかし、からかい、はやしたて等がないか。
- ・陰口を言われたり、無視されて孤立していたりすることはないか。
- ・持ち物を隠されたり、なくされたり、壊されたりすることがないか。
- ・暴力をふるわれることはないか。閉鎖的な小集団はないか。

(3) その他

- ・他学年教員、養護教諭が情報提供をする。
- ・毎週、生徒指導情報交換を行う。

2 調査活動

(1) 学校生活（いじめ）アンケート調査

- ・児童に学校生活についてのアンケート調査を行う。（6月、11月）

(2) 日常観察等

3 教育相談

(1) 定期教育相談

- ・児童にアンケートを実施した後に定期教育相談を行う。(6月、11月)
- ・家庭訪問や個別懇談時に保護者から情報を得る。(5月、12月)

(2) その他の教育相談

- ・本人からの申し出、保護者からの訴え、他の児童や地域からの情報提供があった場合は、直ちに教育相談を行う。

【いじめを認知したときの対応について】

いじめ等の情報提供があった場合、誠意ある対応とその解決に向けた迅速・的確な対応を行う。対応の手順は以下の通りである。

1 いじめの情報提供があった場合や発見した場合は、直ちに校長・教頭・生徒指導主事に報告して指示を受ける。

- ・些細なことでも報告すること
- ・憶測を入れずに事実のみ報告すること

2 瞬時に事実関係の把握・情報収集を行う。

- ・担任、関係職員が、いじめられた子・いじめた子・まわりの子から情報を収集するとともに、情報の突き合わせを行う。
- ※ いじめられた子及びその保護者の気持ちに寄り添った対応をする。

3 把握した事実関係を校長・教頭・生徒指導主事に報告して指示を受ける。

4 いじめのレベルによって次のように対応する。

- レベル0 学校を欠席する。
 - ・欠席1日目は電話連絡をし、児童の様子を把握するとともに、翌日安心して登校できるような働きかけをする。
 - ・いじめ等が心配される場合、家庭での過ごし方を確認するとともに、体調や生活リズム、気になることがないか等を確認する。
 - ・連続欠席2日目は家庭訪問を行い、児童の状態を把握したり、保護者から聞き取りを行ったりする。
 - ・連続欠席3日目または断続欠席7日目には、「欠席連絡シート(様式1)」を作成して市教育委員会に提出し、指示を仰ぐ。
- レベル1 学習や生活の様子に目立った変化は見られないが本人がいじめがあったと感じる
 - ・児童の気持ちに寄り添った対応を心がけるとともに、保護者に学校の方針、面談の日時を連絡する。(その日のうちに一報を入れる。3日以内に、必ず保護者と面談する。)
 - ・市教育委員会に報告して、指示を仰ぐ。
- レベル2 元気がない。学習意欲の低下が見られる。身体的不調を訴える。保健室の出入りが増える。交友関係の変化(孤立)。頻繁にいたずらをされる。物がなくなる。欠席・遅参・早退が増える。(不登校傾向)
 - ・養護教諭と連携しながら、健康観察とヒアリングをするとともに、保護者に連絡し面談する。
 - ・市教育委員会に報告して、指示を仰ぐ。
- レベル3 不登校、別室登校、身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)、暴力、恐喝、脅迫等による身体的な苦痛や被害。
 - ・いじめ防止チームを召集して、対応にあたる。
 - ・市教育委員会に報告して、指示を仰ぐ。
- レベル4 自殺未遂、自殺
 - ・いじめ防止チームを召集して、対応にあたる。
 - ・市教育委員会に報告して、指示を仰ぐ。
 - ・警察との連携、情報機関への対応

※ 問題の状況・対応の方針等は、全職員に示し、全職員が一丸となって解決にあたる。

(・不用意な発言、無責任な発言は厳に慎むこと。事実を隠蔽するような対応はしないこと。個人名や家庭事情等、個人情報保護が必要なものは非公開とすること。)

5 問題の経過、解決の確認を確実に行う。

- ・「解決したか」の最終判断は校長が行う。
- ・報告、連絡、相談＋確認を必ず行う。

【重大事態への対処】

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

1 重大事態の定義を踏まえ、個々の状況を勘案して判断する。

- (1) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき<生命心身財産重大事態>
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき<不登校重大事態>
 - ・「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。
 - ・保護者の考えにより、登校しない場合は、保護者の考えを十分聞き対応する。
- (3) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

2 重大事態と判断した場合には、速やかに市教育委員会に報告し、指示を受ける。

3 いじめ防止チームを召集し、市教育委員会との連携を図りながら、調査を実施する。

4 調査結果の提供及び報告は、次のように行う。

- (1) いじめを受けた児童とその保護者に対して、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、調査により明らかになった事実関係を説明する。
- (2) 調査結果を市教育委員会を通じて市長に報告する。

【生徒指導の機能を生かした一人ひとりの居場所のある温かな学級づくりについて】

1 一人ひとりの居場所のある温かな学級づくりのポイント

- (1) 教育活動の様々な面において自己選択や自己決定の場を意図的に設定し、自主的・自治的な学級づくりに努めること
- (2) 自己存在感を実感できる好ましい人間関係づくりと学級づくりに努めること
 - 教員と児童、児童同士の信頼関係の構築
(児童が安心して学べる環境づくり：居場所づくり)

- 児童一人ひとりの個性・よさを伸ばす取り組み
(授業や学校行事等においてすべての児童が活躍できる場の設定
自己有用感の育成：絆づくり)
- (3) 共感的な人間関係を基盤とした教育活動を充実すること
 - 豊かな人間性や社会性をはぐくむ体験活動の推進
 - 生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動の展開
 - 道徳、特別活動、総合的な学習の時間の充実

2 一人ひとりの居場所のある温かな学級づくりを行うための方策

- (1) 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の推進
 - 自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験等
(宿泊学習や遠足、見学学習、地域素材や人材の活用)
 - 異年齢集団、地域の方等との交流体験
(青木っ子タイムでの異学年交流、全校交流)
- (2) 生命尊重や思いやりの心をはぐくむ教育活動の展開
 - 「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進
(授業参観での特別な教科道徳の授業)
 - ・心の授業の実施(ストレスマネジメント等)
 - ・コミュニケーション能力の育成(ソーシャルスキル等)
- (3) 個に応じたきめ細かな指導の充実
 - 児童たちが「わかる」「できる」「楽しい」と感じる授業の実施
 - 補充的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実
 - 授業のルール、コミュニケーションのとり方の指導
- (4) 家庭・地域との連携
 - いじめアンケートの実施
 - いじめ問題についての啓発、家庭の中での話し合い
 - いじめ防止チームの設置
- (5) いじめ問題やQ-Uテストに関する校内研修会の開催
 - いじめ問題に対する共通理解、いじめに気付く感性や共感性
 - いじめ問題に対する組織的対応の仕方
 - Q-Uテストの結果分析と対応策

＜緊急時の組織的対応＞

